福島県 玉川村

国土交通省 東北地方整備局

Tohoku Regional Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

記 者 発 表

令和２年６月２５日
玉　　川　　村
福島河川国道事務所

芭蕉も愛でた「乙字ヶ滝」が玉川村の新たな交流拠点に

～　「乙字ヶ滝かわまちづくり」登録証伝達式の開催について　～

○国土交通省では、地域と連携して、ハードとソフトを一体的に整備することにより、地域の個性やニーズに対応した河川整備の一層の推進を図るため、「かわまちづくり」支援制度 により、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を支援する取り組みを進めています。
○令和２年３月１３日付けで、全国で１６箇所の計画が新たに登録され、福島県では、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくりが登録となり、水管理・国土保全局長から登録証が交付されました。
○今般、登録証の伝達式を下記のとおり行いますので、お知らせします。

◆「玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり登録証伝達式」
日　時：令和２年６月２９日（月）　９時００分　～　９時４５分予定
会　場：玉川村乙字ヶ滝公園（石川郡玉川村大字竜崎字滝山）　※別紙「案内図」
出席者：玉川村長
東北地方整備局　河川部長

◆玉川村が申請した「かわまちづくり」計画に基づき、国土交通省では同地区において、地域と連携したにぎわいのある水辺空間を創出し、玉川村の進める魅力あるまちづくりを支援します。

◆「かわまちづくり支援制度の登録」については、国土交通省、東北地方整備局においても記者発表を行っています。
【国土交通省（令和２年３月13日）http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000122.html】
新たな『水辺を活かしたまちづくり』が始動　～全国１６箇所の「かわまちづくり」計画を新規登録！～
【東北地方整備局（令和２年３月13日）http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/kisya/kisyah/images/79999_1.pdf】
「かわまちづくり支援制度」へ新たに２箇所が登録

＜＜発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ、
郡山市記者クラブ、須賀川市記者クラブ＞＞

【問い合わせ先】　玉川村　総務課
総 務 課 長　塩澤（しおざわ）　理博（まさひろ）
TEL　０２４７（５７）４６２１
東北地方整備局　福島河川国道事務所
建 設 専 門 官　松芳（まつよし）　健一（けんいち）　（内線４０７）
TEL　０２４（５４６）４３３１（代）

「玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり」登録証伝達式　会場案内図





＜雨天の場合＞

雨天等により、乙字ヶ滝公園で伝達式を行うことが不可能と判断される場合は、玉川村役場の敷地西側の「玉川村就業改善センター」で伝達式を行います。

（２９日８時判断）

※必要となった場合は乙字ヶ滝公園入り口でご案内します。



「玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり」（福島県石川郡玉川村）

対象河川　：一級河川阿武隈川水系　阿武隈川【国管理河川】

市町村名　：　福島県石川郡玉川村

推進主体　：　玉川村



1. 概要

玉川村では、「玉川村まち･ひと･しごと創生総合戦略」に「乙字ヶ滝周辺商業･観光整備計画（地域再生計画）」を位置付け、乙字ヶ滝を中心に観光客等の交流人口拡大の事業に取り組んでいます。

この取組を充実させるため、本計画では、乙字ヶ滝周辺が担うまちづくりの役割を踏まえ、福島空港及び空港公園、JR泉郷駅、道の駅、更には周辺市町村との繋がりや連携を図りながら、親水拠点の形成、交流人口の拡大を図ります。

国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川敷地占用許可準則22条に基づく、都市･地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省　：　河川管理用通路、坂路、親水護岸

玉川村及び民間事業者　：　乙字ヶ滝広場（仮称）基盤施設、サイクリング休憩所、複合型水辺施設（仮称）、駐車場、案内看板　等

3. ソフト施策の内容

国土交通省　：　都市･地域再生等利用区域の指定　等

玉川村　：　賑わい創出に係るイベント、カヌー体験、「乙字ヶ滝」の情報発信　等

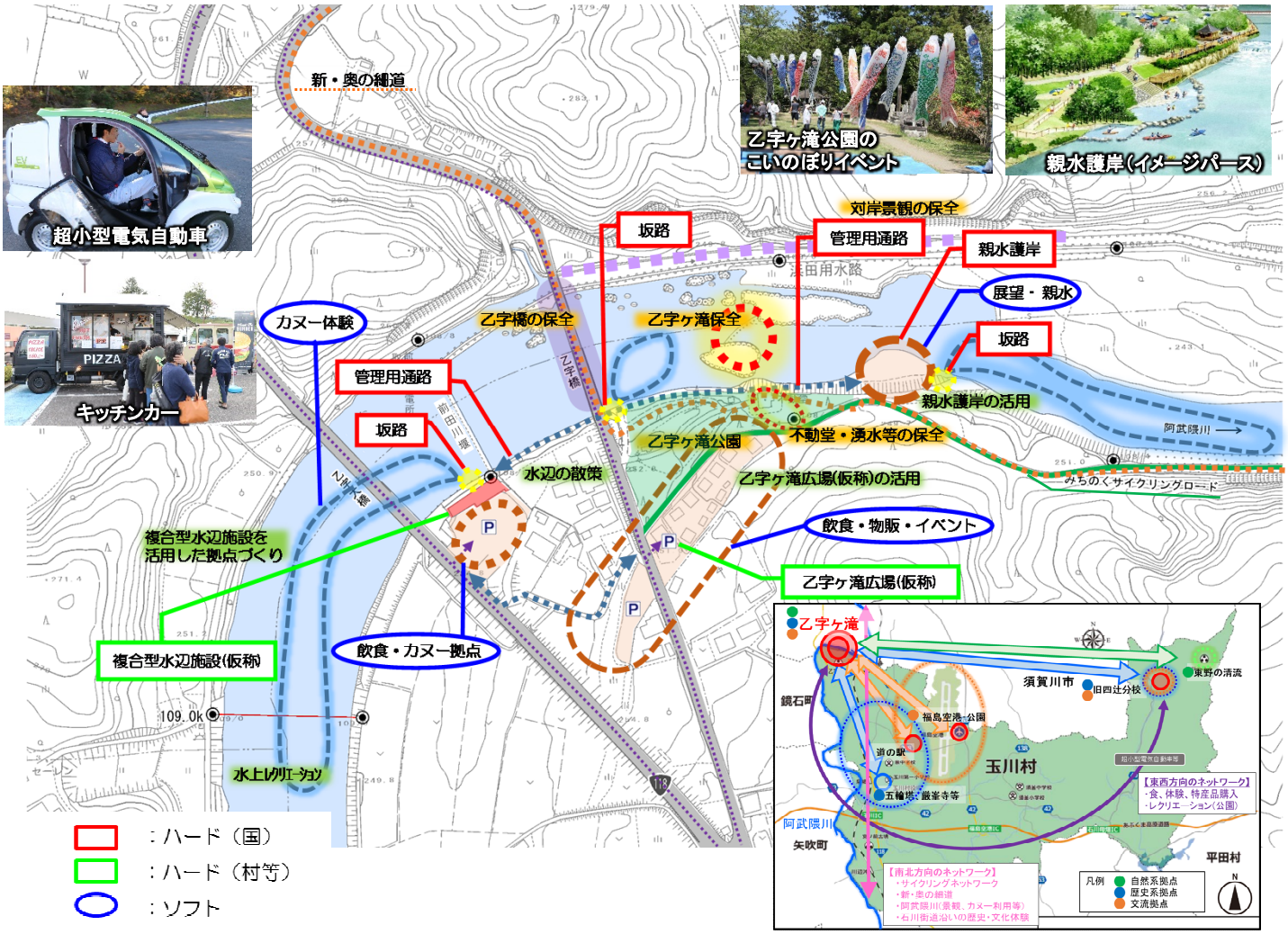

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

かわまちづくり支援制度　～良好なまち空間と水辺空間の形成～

参　考

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

【　支援制度による支援　】

＜ソフト対策＞

優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援

＜ハード支援＞

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

【　活用例　】



水辺のアウトドアラウンジ
（信濃川/新潟市）



リバーボートパーク
（木曽川/美濃加茂市）

【　申請に関する手続フロー　】

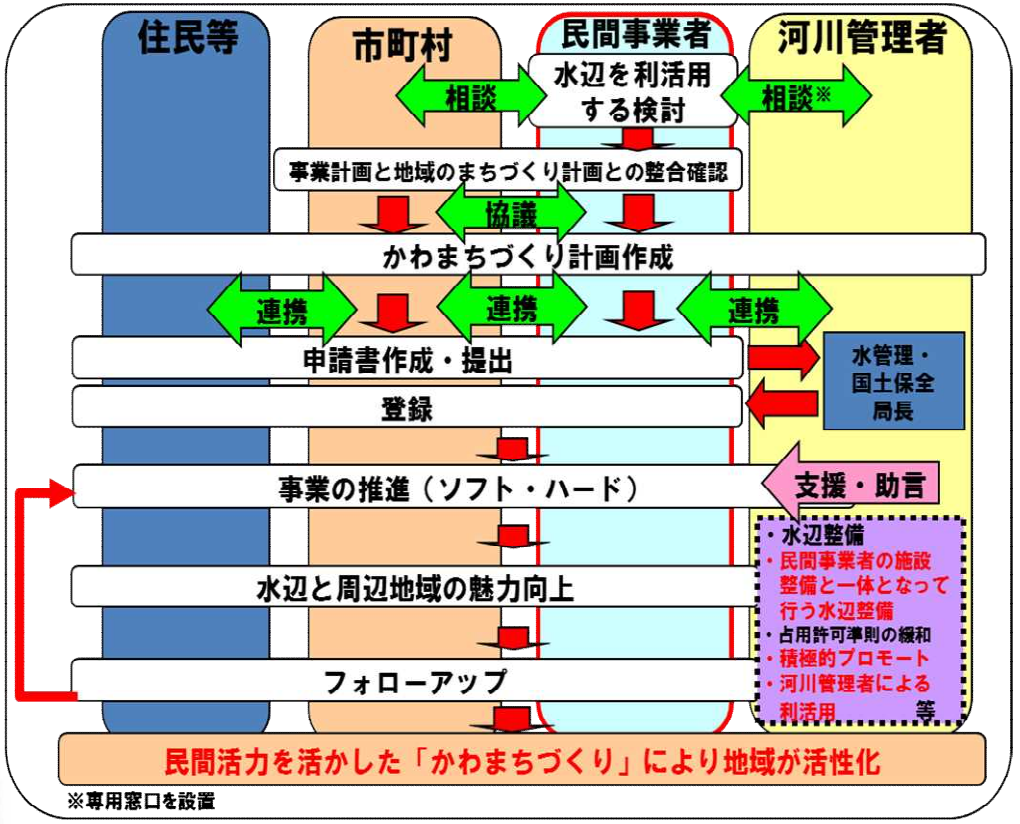

【登録の条件】※２２９地区登録（令和２年３月時点）

①地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
②利活用方策が地域において明確となっているものを対象
③施設の維持管理に地域の協力が得られるものを対象